

【議題2】高知市環境基本条例について（一部改正の検討）

1. 背景と概要

(1) 条例制定当時の背景

- 条例制定当時の平成初期は、環境問題の構造変化や地球環境保全への主体的な取組の必要性が生じ、従来の環境施策の中心であった規制的手法だけでは、問題の解決に向けた対応に限界があったため、新たな観点からの施策展開が必要となってきた時期に当たる。
- そうした状況を踏まえ、国においては、環境を総合的に捉え、計画的に環境施策を講じていくため、平成5年11月に「環境基本法」が制定された。
- 本市においても、この法律の趣旨を踏まえ、本市の自然的社会的特性に応じた環境施策を総合的かつ計画的に推進する枠組みとして、平成9年4月に「高知市環境基本条例」を制定した。

(2) 法と条例

- 「環境基本法」は、国の環境政策の方針等を規定したもの。
- 「高知市環境基本条例」は地方自治法（第14条第1項条例制定権：普通地方公共団体は、地域における事務その他事務に関し、条例を制定することができる。）を根拠とし、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を創っていくという環境基本法の趣旨に沿いながら、環境の保全及び創造について、本市の自然的社会的条件に応じて、施策の方向性等を定めたもの。

2. 今般、条例改正の検討に至った経過

- 条例制定から25年が経過し、この間、環境をとりまく状況は目まぐるしく変化している。
- とりわけ地球温暖化対策に関しては、2050年カーボンニュートラルの実現を目指して、取組が加速している。
本市の環境基本条例では、環境基本法の趣旨を踏まえて、本市の自然的社会的条件に応じた具体的な施策を「第4章 環境の保全及び創造に関する施策等」（第9条、第11条～第26条）で独自に規定している。
- 地球温暖化対策については、地球規模の環境課題として、「第5章 地球環境の保全の推進等」（第27条）に基づき、施策の推進に努めることとしており、国の環境基本法においても、同様の構成となっている。

3. 検討事項

「1. 背景と概要」を踏まえ、「高知市環境基本条例」を一部改正する必要があるか検討するため、環境基本法の改正履歴、高知県環境基本条例の改正状況について確認を行った。

- 環境基本法は、平成5年11月の法制定以降、事務手続き等に関する改正はあるものの、総則や基本的施策の方向性等については策定時から改正がなされていない。
- 高知県環境基本条例は、平成8年3月の条例制定以降の改正がなされていない。

4. 検討結果

上記の事項を踏まえて、改めて、高知市環境基本条例の条文を確認した結果、本条例は現在の環境の状況にも適応していると考えられるため、「本条例の改正を要しない」と考える。